

半田市立高根保育園の民間移管に係る新設保育園の整備等に関する覚書

半田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「半田市立高根保育園の建替え・民間移管に係る新設保育園の整備・運営法人募集要項」（以下「募集要項」という。）に規定する新設保育園（以下「保育園」という。）の整備等について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、保育園の整備等に関する事項を定め、円滑な移行を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第2条 乙は、保育園の整備等にあたって、募集要項と半田市立高根保育園建替え・民間移管に係る新設保育園の整備・運営事業申請書（以下「申請書類」という。）の内容及び甲・乙・保護者で構成する三者協議会で決定した事項を遵守するものとする。

（有効期間）

第3条 この覚書の効力は、本覚書締結日から令和7年3月31日までとする。

（整備履行期限及び開所日）

第4条 乙は、本覚書の締結後は速やかに整備準備に着手することとし、保育園整備の履行期限は令和7年3月31日とし、開所は令和7年4月1日とする。

2 乙は、令和7年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分に設けるため、令和7年2月末日までに園舎を完成させるものとする。

（引継ぎ及び共同保育）

第5条 半田市立高根保育園（以下「高根保育園」という。）の民間移管に際し、甲から乙への円滑な引継ぎを図るため、甲の責任の下に、高根保育園の職員及び乙が派遣する職員と共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、引継ぎ及び共同保育を行うものとする。

（工事等の進捗状況の報告）

第6条 乙は、甲に対して、工事等の進捗状況を原則として毎月報告しなければならない。その他、甲は、必要に応じ工事等の進捗状況の報告を乙に求めることができる。その場合、乙は、速やかに甲に報告しなければならない。

(工事契約等の手続き)

第7条 乙は、保育園の整備に係る契約を、「半田市財務規則（昭和46年規則第11号）」を参考に、乙の経理規程に従って適正に執行するよう努めなければならない。

(説明責任等)

第8条 乙は、地元自治区等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮しなければならない。また、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、乙の責任において誠意をもって対応するものとする。

(信義誠実の原則)

第9条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(損害賠償)

第10条 この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長 久世孝宏 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○
○○○○ ○ ○ ○ ○ 印